直接参加

国　民

司法教育

意思を反映

裁判前

●法律相談
・弁護士会の「法律相談センター」等の設置推進

裁判手続

民事裁判

●充実・迅速化
・計画審理の推進
・証拠収集手続の拡充
・人的整備

刑事裁判

●充実・迅速化
・第1回公判期日の前から、充実した争点整理
・証拠開示制度の拡充
・連日的開廷の確保
・直接主義・口頭主義の実質化
・弁護士、検察庁、裁判所の人的整備
●公的弁護制度の整備
●公訴提起に際し、検察審査会の議決に法的拘束力を付与
●裁判員制度の導入
・法定刑の重い重大犯罪を対象として、国民から無作為に抽出される裁判員と、裁判官が共に評議し、有罪・無罪の決定及び量刑決定を行う「裁判員制」を導入

専門的な裁判

●専門委員制度の導入
・非法曹の専門家が、裁判に関与し、裁判官をサポート
●鑑定制度の改善
●法曹の専門性強化
・裁判所における専門部・集中部の拡充
・法曹養成制度の改革、法曹の継続教育
●知的財産権関係事件への対応強化・迅速化
・裁判所の処理体制の強化
・特許等侵害訴訟の代理権を弁理士に付与
●労働関係訴訟事件への対応強化・迅速化
・雇用・労使関係の専門家の裁判への関与
や労働関係事件固有の訴訟手続の整備を検討
●税務訴訟
・税理士に出廷陳述権を付与

行政事件訴訟

●行政に対する司法審査のあり方を見直し
・原告適格・処分性等の課題に対応した訴訟類型検討

簡易裁判所／家庭裁判所

●人事訴訟などの家裁への一本化
●調停委員、司法委員、参与員へ多様な人材を
・選任方法の見直し
●簡裁の事物管轄、少額訴訟の訴額上限を引上
●司法書士への簡裁代理権付与

裁判後

●執行体制の充実
・裁判所職員の大幅増員

制度的基盤

裁判外紛争解決手段（ADR）

●関係機関などとの連携を強化
・関係機関の連絡協議会等の体制整備
・ADRの総合窓口サイトをネット上に整備
●共通的な制度基盤の整備
・仲裁法制を早期に整備
・ADR基本法の制定
●隣接法律専門職種の活用
・弁護士法第72条の見直しの一環として、法制上明確に位置付け
●専門的知見を要する事件への対応
・知的財産権関連事件に関して、訴訟と連携
・労働関係事件に関して、労働調停を導入

ネットワークの整備

裁判所・裁判へのアクセス拡充

●利用者の費用軽減
・提訴手数料の低額化
・弁護士報酬敗訴者負担の一部導入
・訴訟費用額確定手続きの簡素化
●裁判所の利便性向上
・裁判所のネットワーク化推進
・ITの導入
・夜間、休日サービス導入
・団体訴権導入
・裁判所の配置見直し

人的基盤

隣接法律専門職種

●司法書士
・簡裁での訴訟代理権付与（要能力担保措置）
●弁理士
・特許権等の侵害訴訟の代理権付与（要能力担保措置）
●税理士
・税務訴訟における出廷陳述権付与（要能力担保措置）
●行政書士
●社会保険労務士
●土地家屋調査士
訴訟への関与は、今後の検討課題

弁護士法第72条

ワンストップ・サービス（総合的法律経済関係事務所）を実現するため、協働を積極的に推進

弁護士

●弁護士法第30条にある、公務就任の制限と営業等の許可制については、届出制に移行
●専門性の強化
●情報の公開
・報酬情報の開示、広告の原則自由化
●弁護士会の在り方について
・運営に国民の声を反映させる仕組みを整備
・業務、財務などの情報を公開し、透明化
・弁護士倫理を徹底・向上させる施策
●弁護士事務所の法人化

弁護士任官の推進

裁判官

●多様な人材の確保
・判事補に裁判官の職務以外の法律専門家としての経験を積ませる
・特例判事補制度は段階的に解消
●任命手続きの見直し
・国民の意思を反映するための機関を設置
●人事制度の見直し
・人事評価について、透明性・客観性確保
・進級制（昇給制）の在り方を検討
●裁判所運営の在り方
・国民の声を反映させる仕組みの整備
●最高裁判所裁判官の選任等の在り方
・透明性・客観性確保のための適切な措置

検察官

●資質の向上
・国民の意識・感覚を学ぶ
・刑事手続への国民参加制度に対応して研修
●検察庁運営
・国民の声を反映させる仕組みの整備

人材の交流

法曹人口増員

養成

養成

養成

企業法務

位置付けを検討

法科大学院

●「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備
・2004年4月から学生受入れ
・修業年限は、3年。法学既修者については、短縮型として2年で修了
・入学者選抜は、公平性・開放性・多様性の確保を旨とする。多様性の拡大のため、法学部以外の出身者を一定割合以上入学
・教員として、実務家教員の参加が不可欠。その数及び比率は、適正な基準を設定
・適正配置に配慮するともに、夜間大学院・通信制大学院も整備
・公平性・開放性・多様性や教育水準、成績評価の厳格性等の確保のため、第三者評価を継続的に実施
・司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるが、経済的事情等の理由により、法科大学院を経由していない者にも、適切な途を
・新司法試験は、2005年度に予想される、法科大学院の初めての修了者を対象とする試験から実施
・新司法試験実施後も、5年間程度は、併行して現行司法試験を引き続き実施。合格枠制（丙案）は、2004年度から廃止

法曹人口の拡大

●法曹人口増員計画
・2004年には、現行司法試験合格者を1,500人に
・2010年頃には、新司法試験の合格者数を、年間3,000人に（上限ではない）
・おおむね2018年頃までには、実働法曹人口は5万人規模に

裁判の迅速化
裁判所の機能強化

国際化への対応

●国際商事仲裁の早期整備
●国際捜査・司法共助制度の拡充・強化
●弁護士の国際化
・専門性向上、執務体制強化、国際交流の推進、養成段階における国際化の要請への配慮
・外国法事務弁護士との協働を推進するため、特定共同事業の要件を緩和

国民に身近な司法へ